



ほろのべの恋



▲幌延小学校大運動会

- ほろのべ議会だより 第110号
- 第4回幌延町議会（定例会）
- 農業振興地域整備計画の全体見直しを実施します
- 幌延町国民健康保険の運営状況について
- 後期高齢者医療制度のお知らせ
- 幌延町税条例の一部改正のお知らせ
- 令和元年7月から町の組織が変わります！
- 公共施設等は、原則敷地内禁煙になります
- 禁煙外来治療費助成についてのご案内
- 避難情報と防災気象情報が変わります
- 集落支援対策「地域コミュニティ形成事業」がスタートします！
- 幌延町地域おこし協力隊 川瀬夏実さんを紹介し
ます



▲幌延中学校体育大会



▲問寒別小中学校大運動会



ほろのべ

北緯45度のまち

議会だより

第110号

発行 北海道幌延町議会

編集 議会報編集委員会

電話 01632-5-1111

FAX 01632-5-2971



幌延町こども議会開催

こども議会は、未来の幌延町を担う子ども達に「町づくりや町議会の仕組みを理解し、身近に感じてほしい」、「普段はできない町への意見や提言を通し、大人と一緒にまちづくりを考えるきっかけにしてほしい」という思いを込めて開催されました。

こども議会では、幌延町議会のように、こども議員の皆さんに一般質問形式で、町長、教育長に質問しました。

幌延・問寒別の中学2年生が幌延町のことを真剣に考えた意見や鋭い質問が出されました。

当日は、前半の議長に岸 恵伍君、後半の議長に佐藤 晃平君が勤めました。

町内会が必要とする会館は、町内会の皆さんが負担して建てることにはなりますが、どんどん幌延町の人口が減ってきている現状を考えると、町内会の皆さんから集めることができるお金も少なくなってきましたので、時代に合わせた方法を考えている必要があるのかもしれない。

質問要旨 私が住んでいる宮園町や元町の町内会には、さくら町内会のような町内会館がなく、神社祭で使うおみこしを保管する場所に困っています。
一町で、町内会館を建てることはできないのでしょうか。
答弁要旨 会館を建てるにはたくさんのお金が必要になりますので、その費用の3分の2を町が助成する「幌延町まちづくり事業補助金」という制度を設けています。



梅本 彩愛さん

また、道路や歩道、交差点などにたくさん雪が溜まった時は、排雪作業もしています。排雪作業時は、どうしても通学時間と重なる場合がありますので、町民皆さんの安全を確保

質問要旨 冬期間の除雪時間は、朝の通勤通学と重なっている、外に出られなかったり、遠回りをしなくてはならない場合があります。
幌延町において、通勤通学時間と除雪時間が重ならないような取り組みができないものではないでしょうか。
答弁要旨 通学路として指定している道路については、基本的に除雪作業と通学時間が重ならないようにしています。しかし、降雪量によっては、他の地域の除雪もあるため、通学時間に間に合わない時もあります。



大山 綺華さん

するため、警備員を配置し、作業を進めています。



栗野 弘大 君

質問要旨

古い住宅を放置しておくと、町の景観が損なわれ、町外から移住する人は来ないと思います。町で、景観を損ねている古い住宅を解体し、建て直したほうが、移住してくる人も増え、街並みもきれいになると思います。また、移住者が自分で家を建てられると思います。

答弁要旨

町では平成29年度に「空き地・空き家バンク」の運用を開始し、町への移住や定住を希望する方へ紹介しています。加えて、住宅の新築・改修・取得に係る費用の一部に対する補助金で支援しています。

あまりにも古く、放置しておくと住民に危険を及ぼす恐れのある民間の住宅については、町として何らかの対策が必要にな

るかもしれません。



黒金 杏奈さん

質問要旨

名林公園と総合体育館のトイレが和式トイレです。足腰が悪い人には、とても不便だと感じます。名林公園まつりでは、町外からも多数きますし、小さな子も使うので、使いやすい洋式トイレに代えることはできませんか。

答弁要旨

山村広場にあるトイレは、男子・女子それぞれのトイレに和式と洋式が1つずつ、多目的トイレは洋式が1つ設置されています。

ご意見を参考に、他のトイレについても、今後の施設改修と併せて、検討していきます。

それまでは、和式トイレが使用できない方や足腰の悪い方には、バリアフリー用のトイレを使用していただきたいと思えます。

ら体育館のIP電話へ直接、お問い合わせください。



佐藤 花奏さん

質問要旨

総合体育館のその日の行事について、総合体育館に直接行くか、町のホームページを見ないと確認できません。IP告知端末機があるので、それで総合体育館の行事予定をお知らせいただけないものでしょうか。

答弁要旨

予約のある行事や全町的な行事、または休館に関する情報については、町のホームページや、総合体育館、IP告知端末機で、皆さんにお知らせしているところです。

ご意見を参考に、総合体育館だよりの体育施設利用予定表を毎月IP告知端末機に掲載することを検討させていただきます。

また、年に1回程度、突発的に全館貸切となる場合があります。確実に利用状況を把握した場合は、ご自宅のIP電話か

ら体育館のIP電話へ直接、お問い合わせください。



佐藤 晃平 君

質問要旨

幌延町には、眼科や耳鼻科、皮膚科などの医療機関がなく、近隣の医療機関を受診することとなります。高齢者は、時間的にも、不便を感じていると思います。診療所に眼科や耳鼻科、皮膚科などの診療科目を増やすことはできないものでしょうか。

答弁要旨

確かに診療所には眼科や耳鼻科、皮膚科の専門の医師はいませんが、診察や薬の受け取りはできます。その診察の結果、より専門的な病院にかかる必要があると医師が判断した場合は、紹介状を作成するなどして、専門医療機関へ診療情報の提供を行います。お互い情報を共有することで、安全な医療を提供できる体制を

取っていますので、当診療所がない診療科目でも安心して、受診していただければと思います。

取っていますので、当診療所がない診療科目でも安心して、受診していただければと思います。



佐藤 すずさん

質問要旨

生涯学習センターなどの公共施設で、インターネットが繋がらず困るときがあります。分からない単語を調べられなかったり、緊急時に連絡ができない場合もありました。

答弁要旨

そこで、生涯学習センターや総合体育館にWi-Fiの環境を整備していただけないでしょうか。

答弁要旨

図書室の辞書や辞典でも調べられない場合は、事務室に電子辞書を設置しますので、そちらをご利用いただきたいと思います。

公共施設から、インターネットが繋がらず、保護者に連絡のとれない時は、施設の職員にその旨を伝えて、家族に連絡をと

っていただきたいと思えます。



佐野 晶斗 君

質問要旨 町政執行方針の中で、「地域おこし協力隊の四季に応じた体験メニュー」との記載がありました。その中で、春の体験メニューがどのような内容なのか伺います。

答弁要旨 5月26日に、問寒別の北海道大学天塩研究林内へ町の花「テシオコザクラ観察ツアー」を実施します。

続いて、6月30日に、サロベツ湿原の花と野鳥の観察ツアーを予定しています。

観察会は小学生以上であれば参加可能なので、お友達を誘って、ぜひ参加してください。



島田 拓歩 君

質問要旨 中体連に幌延中学校学校として部員数が足りず、各種団体競技に出場出来ません。宗谷管内での合同チームとして出場できる機会を設けていただけないでしょうか。

答弁要旨 皆さんが希望する種目で活動させてあげたいと思っておりますし、それは学校の先生方も同じだと思います。

しかし、現在の幌延中学校の生徒数では、指導体制や部員数などにより、部活動の設置数に限界があることをご理解ください。

合同チームで中体連に出場するには、校内での部活動の編成や指導体制づくり、合同を組むための相手チームとの調整などクリアしなければならぬ課題があります。編成のルール上、両校の校長先生の合意形成が整

えば合同チームを組むことは問題ありません。



木村 颯 君

質問要旨 ふるさとの森の山道が老朽化し階段などが傷んできています。利用者の事故を防ぐためにも早急な対策が必要であると思いますが町長の考え方を伺います。

答弁要旨 ふるさとの森の山道はキャンプ場などと共に整備した林間歩道と呼ばれるものです。

整備開始からすでに39年が経過し、総延長3キロ程度の内、利用者の減少などから現在では8百50メートル程を管理しています。

自然体験学習の場として、認定こども園の園児達などに親しまれておりますが、関係者のご意見をいただきながら、応急的な修繕に取り組み、再整備を行

ったキャンプ場や展望台と一体となった利用について、検討を進めていきたいと考えます。



基川 瑛太 君

質問要旨 問寒別中学校とは、バトミントン部が合同練習をしたり、授業を一緒に受けたりしています。

そこで今後、サロベツレースなどの行事も合同で実施出来たら良いと思います。

答弁要旨 サロベツレースは健康安全・体育的行事の一つであり、幌延中学校の伝統行事であります。

今年度から「考え、議論する」授業が実施されています。テレビ会議システムを活用し、両校の生徒が議論していただきたいと考えます。それぞれの学校の特色や目標に応じた行事内容、年間スケジュールなどを考慮して、より学

習効果が高まるのであれば、合同で実施する学校行事は良い取組だと考えます。



加藤 煌大 君

質問要旨 「撮り鉄」の人が道路に車を止めて写真を撮っているのを見かけます。

地域の人が危険な所もあり、撮影して良い所が解るように看板や駐車場があると安全だと思います。

答弁要旨 幌延町では秘境駅などの鉄道系資産を活用した「まちおこし」に取り組んでおり、近年町を訪れる鉄道車両等の写真撮影を好む愛好家が増えてきています。

確か、交通安全上の危険箇所には、注意喚起の看板設置をしていますが、場所の特定も難しく、一般的な良心やマナー遵守を促すしか方策がないのが現状と考えます。

道路交通安全上、大きな支障がある場合は、道路管理者に駐車場設置や路側帯拡幅などを要望する事になりますので、具体的な場所がわかればお知らせください。



谷藤 結さん

質問要旨 幌延町は、ほかの観光地に比べるとまだまだ知名度が低いと思います。

町政執行方針にも「魅力向上に努めます」とありますが、具体的に何をするのか伺います。

答弁要旨

幌延町の人口減少が進む中、観光振興により幌延町に新しいひとの流れをつくる事を目的に平成28年に「幌延町地域振興・観光計画」を策定し、具体的には、トナカイ観光牧場における観光客受入体制整備促進やサロベツ原野エリアでの自然体験メニュー、オトンルイ風力発電を活用した自然エネルギー

体験メニューの開発などを掲げています。

幌延町に長く住んでいると、本当の魅力、素晴らしさが見えていないと気付かされる事があります。町の魅力は町民みんなが発信して、広く知ってもらわなければならないと思います。



寺澤 史珀君

質問要旨

幌延町では、市街地にカラスが多く、産卵期になると警戒して人を威嚇してきます。

このような行動に対する対策

や巣を撤去する方法など、町民にお知らせすべきだと思います。

私たちが安全に登下校できるように対策を検討してほしいです。

答弁要旨

本町ではカラスを有害鳥獣として位置付けし、農村部では猟銃による駆除がなされていますが、市街地での使用

は法律で禁止されています。

カラスの威嚇被害は繁殖期の4月から7月にかけてですが、町民からの通報や役場職員の巡回などで、見つけた巣は撤去し威嚇被害の軽減に努めています。通学路付近でカラスの巣を見つけた時は、役場にご連絡ください。

ご指摘のとおり、繁殖期における威嚇行動への対処方法等については、これまで町民へ周知しておりませんでしたので、今後、公報誌やホームページで自衛策やカラスを増やさないための取組も併せて周知していきます。



村上 湖太君

質問要旨

名林公園まつりなどのイベント時に、自転車を利用する人が沢山います。

自転車置き場が少なく、沢山の自転車倒れる事があります。

自転車置き場を増やすことで、このような事が少なくなると思っています。

答弁要旨

町のイベントを楽しむに沢山の人が会場にきてくれる事はとてもうれしい事です。

おもしろ科学館や名林公園まつりには、町外からも沢山の人が集まるので、自動車の臨時駐車場を設けています。自転車についても会場の一角が駐車場に

自転車専用の置き場を設ける事で解消されるかもしれません。

自転車で会場に来てくれた方がマナーを守り気持ち良くイベントを楽しめる工夫を検討した

いと思います。



無量谷優花さん

質問要旨

幌延町のふるさと納税の返礼品は合鴨セットと秘境グッズ等だと思いますが町の基幹産業は酪農で町内には雪印酪業もあります。

以前に町長はチーズやバターを返礼品に加えるよう準備すると言っていました。その後どのようにになりましたか。

答弁要旨

雪印メグミルク幌延工場で製造しているバターを返礼品に追加する準備は未だに協議中で実現には至っていません。

今年の6月を目途に、バターの他に幌延産ミズナラ樽で仕込んだワインや幌延郵便局と連携し、幌延に住む一人暮らしの方の見守りサービスなどの返礼品を増やしていく予定です。

町内の酪農家さんが特産品と



して自家生乳を使った乳製品を商品化出来れば町の宣伝が出来ると思います。



横峰 匡音 君

質問要旨 昨年、北海道胆振

東部地震があり、幌延町内でも3日間の停電が続きました。

僕の家でも搾乳が出来ず大変困惑しました。

昨年の経験を踏まえ、町ではどのような対策を考えていますか。

答弁要旨

昨年の北海道胆振東部地震に伴う停電は、北海道ほぼ全域に及ぶ、これまでに例のない大規模なものとなり、町民の皆様も大変困惑されたことと思います。

町としても、この停電の経験で学んだ事を今後の備えに活かすために各機関と結んでいる協定内容を追加して、災害対策の強化を図っています。
もし、冬期の災害が発生した

ときは、避難所などでの防寒対策が重要なことから、それらの関連備品の備蓄の増強を進めています。

これからも、いろいろな対策について考えていきますが、役場として出来る事には限界がありますので、災害による被害を少なくするためには、「自分で出来ること」「家族で出来ること」「地域で出来ること」などをもう一度考え防災意識を高めていただきたいと思います。



岸 恵伍 君

質問要旨

幌延小学校では、運動会や陸上記録会など、屋外で行われる行事が多くあります。

屋外行事の時はグラウンドのトイレを使用するように言われます。しかし、くみ取り式トイレのために匂いがきつかったり、色々な虫がいて気持ち良く使用しづらくなっています。

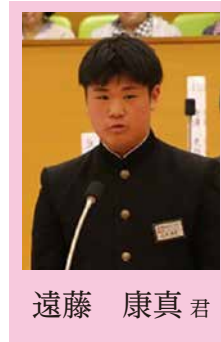
このトイレの改修が必要ではないでしょうか、もしくは撤去についても検討してほしいです。

答弁要旨

平成27年に換気扇等の故障箇所を修繕していますが、現在のところ水洗化や建替え又は、撤去を行うことは考えておりません。

少しでも気持ち良くトイレを使用できるように、今まで以上に清掃や防虫・防臭対策を講じていきます。

屋外での学校行事の時は、今までと同様に校内のトイレを使用できるように、対応していただけることを確認しています。



遠藤 康真 君

質問要旨

毎日通学する歩道は沢山の亀裂やアスファルトのはがれがあります。

例えば、アイカップ川の橋には1メートル程の亀裂があり、大変危険だと思います。

また、冬になると除雪した雪が歩道側に積もり、身長より高くなり街路灯の光が陰になるので、歩道が見えづらいです。

答弁要旨

問寒別市街地区の中心部を走る道路は、所管が北海道と幌延町になりますが、道路維持管理については、それぞれが日々、道路パトロールをしながら、維持管理に努めています。

ご指摘の箇所は、道道ですので、早急に北海道に要望するとともに、町道についても再度現地を調査し、補修が必要な箇所には早急に対応したいと考えます。

除雪の方法についても北海道と協議しながら、地域の方々にご迷惑を掛けないような除雪方法を検討していきたいと思えます。



地域の課題をとらえて

2氏が一般質問



3月定例会



驚見 悟

・町長の「総合戦略」と過疎化防止策について

過疎化防止について

質問 人口目標を2040年に2千4百41人としているが、平成27年には既に2千4百47人となっている。65歳の人口は平成2年の4百33人から平成27年には、6百49人に増加しており、人口減少、過疎化及び少子高齢化の進行は明らかである。

浜頓別町で行われている無料タクシー券は、高齢者や免許返納者には、ありがたい制度であり、地域に生活する上で、大変喜ばれていると聞いている。幌延町で実施する場合は、予算的にはどのくらいか。

町長 平成28年度から空き家・空き地バンクの運用を開始している。現在までに14件の登録があり、その内3件が成約している。更にバンクへの登録を促し、移住促進や民営賃貸住宅建設促進助成事業などと絡め、有効活用を図ればと考えている。

質問 幌延町の保育の無償化について、10月を待たずに早期実施してはどうか。

町長 国からの財政措置に関しても、未だ不透明な部分もある。10月からの無償化実施に向けて検討を進めており、前倒しで実施する考えはない。

質問 定住・移住対策を医療地域、交通の充実を総合的に進める必要があり、高齢者の医療費の補助や町独自の減免制度を作ってはどうか。

町長 75歳以上の高齢者は、後期高齢者医療保険に加入しており、医療費助成などについては、町独自に医療費補助を考える予定はない。地域で暮らし続ける仕組みについては、総合的に検討していく必要がある。

質問 深地層研究センターの今後のあり方について、議会と議論し、幌延町としての考え方を原子力機構や経済産業省、文部科学省に申し入れするべきではないか。

町長 幌延深地層研究計画については、平成31年度末までに今後の工程等について示される予定。しかるべき時が来たら、議会をはじめ、皆様へご相談させてもらう。

質問 岐阜県瑞浪市で行われていた、超地層研究計画は、2022年1月16日に終了する。具体的には花こう岩を砂にして埋め戻すという具体的な話が岐阜新聞に掲載されている。

幌延町は非公式であったも、きちんと原子力機構に話を聞くべきではないか。

町長 こういう情報は、一向に聞いていない。瑞浪市についても、公開の原則で、説明されながら進んでると実感している。幌延町は待つだけではなく、年度中の研究は、推進すべきとお願いをしており、事前に教えてほしいということもお願いをしている。



深地層研究センター

質問 新たに地域おこし協力隊と集落支援員等の制度を活用するとしているが、どのように活用するのか。

町長 地域おこし協力隊については、ニーズに応じた活用について検討する必要があります。



3月定例議会の様子

があると考ええる。また、活動期間が終了した隊員の中に、地域活動を希望される方がいれば、次は集落支援員として、活躍してもらえればと考えている。

集落支援員とは、集落の課題を的確にとらえ、その課題を解決するために地域の中心となって活動していく人材であり、集落支援員を中心とした地域振興を図っていきたい。



無量谷 隆

・農業、畜産業の補助制度について

既存の農家移転等に対する助成制度について

質問 牛舎の改築費や設備等の整備、その他雑費等に対する助成ができないか。

町長 畜舎の改築、設備の整備の助成は、幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備支援事業をご活用いただきたい。

質問 簡易な事務所の設置に対する助成ができないか。

町長 簡易な事務所の設置に対する助成については、事業の補助対象となる畜舎と一体的に整備してほしい。

質問 牛舎等を離農跡地への移転、離農跡地の購入した場合、固定資産税の減免措置を設けることができるか。

町長 既存農家が離農跡地等に対する固定資産税の減免措置については、行う考えはない。

質問 幌延町では、初妊牛

の購入に対する助成制度があり、国にも購入に対して助成制度があるが、国の助成制度と町の助成制度を同時に活用することができないか。また、今後、両制度を同時に活用するための改正ができないのか。

町長 この制度は本町が独自に、緊急的に取り組んだ施策であり、他の補助事業の対象となっていないことと定めているが、国等と比較しても利用しやすい制度となっている。

なお、本町が実施する初妊牛の購入助成は、平成31年度で事業期間を終えることから、継続も含め、他の補助事業との併用についても検討を進めたい。

質問 幌延町では、エゾシ

カは平成30年度1月現在に

において、4百64頭が捕獲されている。他の自治体では、このエゾシカを加工し、特産品として販売している。幌延町では、エゾシカを捕獲しても、焼却しているため、エゾシカ等特産品となり得るものを捨てているのではないか。

また、幌延町には、和牛や羊など沢山いるが、解体加工をするためには、旭川市まで行かなくてはならない。近場に食肉処理加工施設があれば、食肉の解体から加工までできるようになり、今後の特産品の開発につながるかと考えるが。

町長 幌延町は、焼却を基本としているほか、食肉資源として活用可能なものについては、積極的にその利用を図ることとしている。

エゾシカ等の特産品づくりを検討する必要があるが、安全で良質な食品を供給するためには、捕獲から販売まで繋がったシステムと官民の役割分担が必要であることから、今後検討を進めたい。

牛や豚等の家畜は、と畜

場法等で定められた施設での屠殺や解体が義務づけられている。施設の整備費や運営費等を考えた場合、まずは、和牛やめん羊の飼養頭数の増加により生産基盤をしっかりと整え、通年、市場に安定的に供給することができると体制づくりによって、ブランド化を図ることが必要である。生産者や関係機関と共に、今後どのような支援が必要であるか考えたい。



**第3回 幌延町議会
臨時議会
5月17日**

幌延町議会臨時議会が5月17日に開催され、議案3件を審議し、全ての議決案件を原案とおり可決し、同日閉会した。

▽議案第1号

幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

課税限度額、軽減判定所得の算定に係る軽減判定基準の引き上げに関わる改正

▽議案第2号

工事請負契約の締結について

町道幌延下沼線過疎対策道路改良工事の契約金額は7千8百10万円。契約の相手方は、株式会社高橋建設
 現在、土木技術員の職員を募集しているが、道路工事に影響があるか。

現在のところ、支障をきたしているということはない。

▽議案第3号

財産の取得について

除雪専用車10トン機械器具購入に係る契約金額は4千9百50万円。

体制の増強のための入替えか、それとも新旧交代で入替えするのか。

更新のための入替え。



町道幌延下沼線

**宗谷管内町村議員研修会
6月4日(火)**

宗谷管内町村議会議員研修会が利尻富士町で開催された。春の統一選挙以来初めての研修で議会事務局を含めて約百名近い関係者が参加した。

講演では北海道町村議会議長会事務局長 村川 寛海氏を講師として「町村議会の課題と議会の活性化」と題し最近の地方議会の状況についての講演であった。



編集後記

春の地方統一選挙で私達の議会議員も新たな構成でのスタートとなりました。

今年は例年になく降雪量が少なく楽をしたと思われた方々が多かったのではないのでしょうか。

酪農のまちとしては、これからの気候が気になるところです。

5月からは元号が令和となり、議会議員としてそれぞれが町のため、公約実現を目指して頑張っていくことが令和元年にふさわしいと感じています。

これからも町民皆様の声を拾える議会活動を信条として全員が任期を務めていく覚悟ですので、どうかよろしくお願いいたします。



- 編集委員長 植村 敦
 副委員長 岡本 則夫
 委員 齋賀 弘孝
 無量谷 隆

第4回 幌延町議会 (定例会)

第4回幌延町議会(定例会)は6月20日に開会され、

報告3件、諮問2件、議案10件を原案どおり可決し、同日閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

▽報告第1号

平成30年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度から平成31年度に繰り越した事業の報告です。

◆問寒別地区道管畑地帯総合整備事業4千400万円、上幌延開進地区道管畑地帯総合整備事業3千25万円(計2事業、総額7千425万円)

▽報告第2号

有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について

▽報告第3号

株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について

2社の平成30年度の経営状況の報告です。

▽諮問第1号・第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦について同意されました。

○人権擁護委員(諮問第1号) 稲垣 紘順(下沼)

○人権擁護委員(諮問第2号) 高木 由香(問寒別)

▽議案第1号

幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

計画の中に、IP告知システム更改事業、農業用水道施設改修事業、下沼地区飲雑用水施設改修事業の3事業の追加、幌延福祉会支援事業、東ヶ丘スキー場改修事業の2事業の変更です。

▽議案第2号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

て

問寒別・上問寒・中間寒辺地の公共的施設の総合整備計画の中の橋梁長寿命化改修事業の変更およびIP告知システム更改事業の追加です。

▽議案第3号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

▽議案第4号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

▽議案第5号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

幌延町が加入している、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合および北海道市町村総合事務組合それぞれの構成団体の脱退に伴う規約の変更です。

▽議案第6号

業務請負契約の締結について(幌延町地域情報基盤IP告知システム更改)

幌延町地域情報通信基盤IP告知システム更改業務を、1億7千127万円を

東日本電信電話株式会社と業務請負契約を締結するものです。

▽議案第7号

財産の取得について(幌延町自治体ネットワーク施設機器等購入)

幌延町自治体ネットワーク施設機器等(業務用PC113台等)を、3千256万円をダイシエニカから購入するものです。

▽議案第8号

平成31年度幌延町一般会計補正予算(第1号)

補正の内容は、歳入が国庫補助金3千668万9千円減、繰越金3千88万2千円増、町債3千490万円増など、歳出が庁舎警備委託料529万5千円減、プレミアム付商品券事業359万4千円新規計上、北海道派遣職員給与等負担金847万円新規計上、道路維持管理費修繕料600万円増、社会教育総務管理費警

▽議案第9号

平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)

補正の内容は、歳入が一般会計繰入金23万2千円減、歳出が診療所管理費警備員賃金93万1千円新規計上、診療所警備業務委託料135万7千円減などです。

▽議案第10号

幌延町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

町民の利便性の向上、各種施策の推進等を目的に、課の再編、業務の移管を行うものです。詳細については、16ページをご参照ください。

一般質問

無量谷 隆 議員

○人材バンクと町職員住宅のあり方について

岡本 則夫 議員

○町の地域振興策について

行政報告

・幌延町産ミスナラ樽活用事業について

・北海道からの職員派遣について

・第69回「電波の日」記念式典における表彰について

・JR北海道単独維持困難線区に対する地域支援について

教育行政報告

・学校教育及び社会教育の概要について

平成31年度 補正予算額 (6月定例会)

(単位：千円)

	補正前	補正額	補正後
一般会計	5,015,000	29,868	5,044,868
国民健康保険診療所特別会計	323,488	▲232	323,256

農業振興地域整備計画の全体見直しを実施します

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地の確保と農業の振興を図るために昭和47年度に策定した「幌延農業振興地域整備計画（以下、農振整備計画）」について、平成10年度以降見直しを行っていないことから、このたび、社会情勢の変化に適切に対応するよう令和元年度から令和2年度にかけて全体見直しを実施します。

【スケジュール】

令和元年度	基礎調査、航空写真による農用地データの見直し、計画書、基礎資料の作成
令和2年度	北海道、農業委員会、農業協同組合等関係機関との協議および意見聴取、公告・縦覧、農振管理システム導入

【通常の随時変更の受け付けの中止について】

通常行っている、農振農用地からの除外や編入、用途区分の随時の変更等（一般管理）は、今回の農振整備計画の全体見直しに伴い、令和元年7月1日から全体見直しの終了までの期間、受け付けを中止しますので、全体見直し期間中に除外等を計画されている方は、産業振興課 農林グループまでご相談ください。

【全体見直しに係る農用地区域の除外・編入申請について】

新たに見直す農振整備計画に反映させるため、以下に該当する土地の除外・編入の申請を受け付けします。(受付期間：令和元年10月31日(木)まで)

- 除外 ・今後、長期間耕作されず、山林・原野化すると見込まれる土地
- 編入 ・集団的に存在する農用地で10ha以上・土地改良事業の実施地・土地改良施設用地
 - ・農業用施設用地で2ha以上のものまたは、農用地に隣接しているもの
 - ・農用地区域として確保することが適当な土地

※申請様式および詳細については、町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

お問い合わせ先：産業振興課 農林グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8815

幌延町国民健康保険の運営状況について

国民健康保険は、職場の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入されている方や75歳以上の方、生活保護を受けている方を除く全ての方が加入する保険で、万が一の病気やケガなどに備えて加入者の方に保険税をご負担いただく相互扶助の制度です。

国民健康保険制度の財政は、被保険者の医療給付などにかかる費用を、国・北海道から交付される補助金や交付金と、被保険者の方が納めた保険税により運営することとなっています。

(1) 加入者の状況

国民健康保険加入状況は、平成31年4月末日現在で世帯数が357世帯、被保険者数が621人となっており、町民の約4分の1の方が国民健康保険に加入しています。（表1参照）

表1 幌延町国民健康保険加入率（平成31年4月末日現在）

幌延町全体	うち国民健康保険加入	加入率
1,243 世帯	357 世帯	28.7%
2,299 人	621 人	27.0%

(2) 保険給付の状況

平成29年度決算の1人当たり総医療費は、284,432円、全道平均1人当たり総医療費は、397,563円で、全道平均より下回っています。（表2参照）

表2 1人当たり総医療費と平均被保険者数の推移 【北海道国保連公表資料】

年度	幌延町	全道平均	全道ランキング	平均被保険者数
平成26年度	310,876円	369,929円	134/157	653人
平成27年度	290,629円	383,551円	152/157	629人
平成28年度	237,231円	385,758円	157/157	608人
平成29年度	284,432円	397,563円	153/157	593人
平成30年度	305,019円	-円	- / -	591人

※1人当たり総医療費とは、自己負担額を含めた総医療費を被保険者数で割った額。

(3) 国民健康保険税の状況

平成29年度決算の1人当たり保険税調定額は、139,469円、全道平均1人当たり保険税調定額は、95,029円で、全道平均より上回っています。

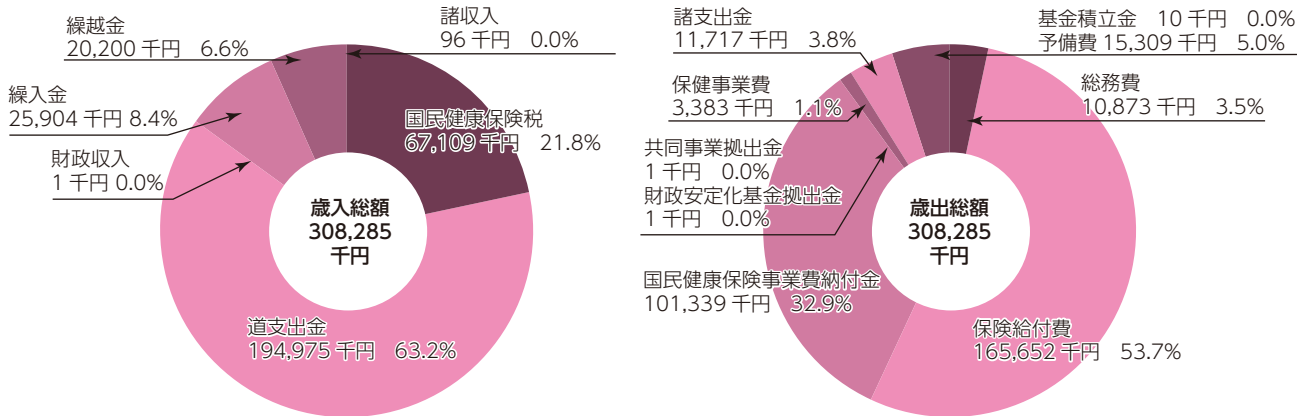
表3 1人当たり保険税調定額と1人当たり平均所得に対する保険税負担率の推移 【北海道国保連公表資料】

年度	保険税調定額		保険税調定額 全道ランキング
	幌延町	全道平均	
平成26年度	119,340円	93,167円	33/157
平成27年度	123,734円	92,124円	30/157
平成28年度	129,804円	95,028円	31/157
平成29年度	139,772円	95,029円	16/157
平成30年度	126,281円	-円	- / -

※1人当たり保険税調定額とは、保険税現年度調定額を平均被保険者数で割った額。

(4) 平成 31 年度幌延町国民健康保険特別会計当初予算の状況

平成 30 年度から、市町村が賦課・徴収した保険税は都道府県へ国保事業費納付金として納めることになりました。国保加入者の医療費については、全額都道府県からの交付金によって賄われています。



国民健康保険税の賦課限度額等の改正について (平成 31 年 4 月から適用)

○賦課限度額の変更について

<保険税率などの比較表>

区分		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額	法定限度額
医療給付費分	改正前	4.60	24,000	20,000	58 万円	61 万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし			61 万円	
後期高齢者支援金等分	改正前	2.40	8,000	6,000	19 万円	19 万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし				
介護納付金分	改正前	1.30	9,000	7,000	16 万円	16 万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし				
合計	改正前	8.30	41,000	33,000	93 万円	96 万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし			96 万円	

※所得割とは、総所得金額から 33 万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する 1 世帯あたりに課される額です。保険税額はこれらを合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額になります。

<軽減判定基準の比較>

軽減区分	改正前	改正後
7 割軽減	世帯の所得が 33 万円	
5 割軽減	33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	33 万円 + (28 万円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	33 万円 + (51 万円 × 世帯の被保険者数)

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証（被保険者証）および減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）等が新しくなります

7月中旬から、役場住民生活課 税務保険グループおよび問寒別出張所で、新しい保険証の更新手続きを行います。併せて、引き続き減額認定証等の交付対象に該当する方の申請手続きも行います。

現在ご使用の保険証および減額認定証等の有効期限は、令和元年7月31日までです。8月1日以降は新しい保険証および減額認定証等をご使用ください。

新たに減額認定証等の交付対象で下記の交付要件に該当される方は、役場住民生活課 税務保険グループよりお知らせします。

更新手続きには、印鑑と現在お持ちの保険証、減額認定証等が必要です。

新しい保険証は橙色です

【限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象】

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方

【限度額適用認定証の交付対象】

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当せず、住民税課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証等は黄緑色です

■医療費通知を全受診者へ送付しています

北海道後期高齢者医療広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は、9月下旬（1月～6月受診分）と3月上旬（7月～12月受診分）の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成31年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
平成31年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
平成31年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階） 電話：011-290-5601
 役場住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812

幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

個人町民税

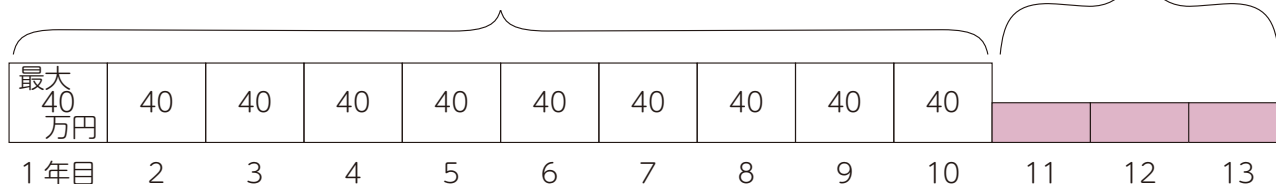
(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充 <<平成31年4月1日施行>>

消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、消費税率10%が適用される住宅の取得等について、住宅ローン控除の控除期間を10年間から13年間へ3年延長されます。

<住宅ローン控除拡充イメージ>

改正前の住宅ローン減税

(ローン残高(最大4,000万円)の1%を控除(最大40万円))



(注) 長期優良住宅や低炭素住宅の場合、入居1～10年目は隔年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)

(2) 町民税の非課税措置 <<令和3年1月1日施行>>

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人町民税を非課税とします。

軽自動車税

(1) 環境性能割の臨時的軽減 <<令和元年10月1日施行>>

消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます。(新車・中古車を問わず対象)

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

(2) グリーン化特例の見直し <<令和元年10月1日～随時施行>>

消費税率の引き上げに配慮し、軽課割合が変更された上で、これまでの措置が2年延長されます。

【取得期間】

平成31年4月1日～令和3年3月31日(新車登録のみ)

【軽課年度】

令和元年度、令和2年度(取得の翌年度のみ)

【取得期間】

令和3年4月1日～令和5年3月31日(新車登録のみ)

【軽課年度】

令和3年度、令和4年度(取得の翌年度のみ)

対象車	軽課割合	対象車	軽課割合
電気自動車、天然ガス自動車	△75%	電気自動車、天然ガス自動車	△75%
令和2年度燃費基準+30%以上達成車	△50%	上記以外の車両	-
令和2年度燃費基準+10%以上達成車	△25%		

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812

令和元年7月から町の組織が変わります！

町では、町民の利便性の向上、各種施策の推進等を目的として、次のとおり課の再編を行うこととしました。

○改正の主なポイント

- ・住民の利便性向上のため、戸籍・住民基本台帳窓口をより正面玄関側へ移動します。
- ・広報業務を総務財政課から住民生活課へ移管し、広聴と広報を一体化します。
- ・保健と福祉の連携強化のため、保健センターを保健グループとし、職員は役場で勤務します。(秋～冬頃を予定)
- ・総合計画、総合戦略等の策定と推進体制の強化のため、企画政策課を新設します。
- ・地域交通に係る業務を住民生活課から企画政策課へ移管し、地域交通を含め総合的な地域振興施策の企画推進体制を整備します。
- ・課の再編に伴い、ダイヤルイン（各課直通）電話番号の見直しを行います。

○役場庁舎内の機構

令和元年6月まで

5課9グループ20係

課	グループ	係	主な業務	
総務財政課	総務G (1階)	総務係	給与、人事、表彰 等	
		防災情報係	防災、情報化、広報、庁舎・車両管理 等	
	財政G (1階)	財政係	財政、町有財産等	
		出納係	出納	
住民生活課	税務保険G (1階)	税務係	税務	
		保険係	国民健康保険、後期高齢者医療保険、各種医療給付	
	生活環境G (1階)	住民生活係	生活交通、町内会、交通安全、老朽危険家屋等	
		衛生環境係	医療政策、廃棄物、地球温暖化対策 等	
		戸籍福祉G (1階)	戸籍年金係	戸籍、住基、年金、児童手当 等
			社会福祉係	社会福祉、生活保護、介護保険 等
産業振興課	企画振興G (2階)	地域振興係	重要施策、深地層研究、統計、エネルギー施策、ふるさと納税、地域おこし協力隊、移住・定住 等	
		商工観光係	商工観光 等	
	農林G (2階)	農業振興係	農業振興、町営草地 等	
		農村整備係	農業農村整備事業 等	
		林政係	町有林の管理運営、鳥獣被害対策 等	
建設管理課	建設G (2階)	土木係	道路等設計・施工、道路維持・設計、除雪 等	
		建築係	建築物設計・施工 等	
	管理G (2階)	管理係	土木建築行政、契約 等	
		公園住宅係	公営住宅、公園 等	
		上下水道係	上下水道係	上水道、下水道、農業用水道 等

令和元年7月以降

6課10グループ24係

課	グループ	係	主な業務	
総務財政課 5-1111 (代表) IP: 5-8811	総務G (1階)	総務係	給与、人事、表彰 等	
		防災情報係	防災、情報化、庁舎・車両管理 等	
住民生活課 5-1112 (課直通) IP: 5-8812	住民G (1階)	財政係	財政、町有財産 等	
		出納係	出納	
	生活G (1階)	税務係	税務	
		戸籍年金係	戸籍、住基、年金 等	
保健福祉課 5-1113 (課直通) IP: 5-8813	福祉G (1階)	社会福祉係	社会福祉、児童手当、生活保護、介護保険 等	
		保健推進係	保健事業 等	
	保健G (1階)	包括支援係	地域包括支援	
		※秋～冬頃に移転予定	居宅介護支援係	居宅介護支援
企画政策課 5-1114 (課直通) IP: 5-8814	企画政策G (2階)	企画調整係	重要施策、統計、地域交通 等	
		地域振興係	深地層研究、エネルギー施策、ふるさと納税、地域おこし協力隊、移住・定住 等	
		商工観光係	商工観光 等	
産業振興課 5-1115 (課直通) IP: 5-8815	農林G (2階)	農政係	農業振興、農業農村整備事業 等	
		生産振興係	酪農畜産振興、町営草地 等	
		林政係	町有林の管理運営、鳥獣被害対策 等	
建設管理課 5-1116 (課直通) IP: 5-8816	建設G (2階)	土木係	道路等設計・施工、道路維持・設計、除雪 等	
		建築係	建築物設計・施工 等	
	管理G (2階)	管理係	土木建築行政、契約 等	
		公園住宅係	公営住宅、公園 等	
		上下水道係	上下水道係	上水道、下水道、農業用水道 等

※ 令和元年7月以降の役場庁舎内の配置図については、今月号の折り込みによりご確認ください。

※ 令和元年7月1日付けの組織機構図については、広報誌8月号への折り込みを予定しています。

※ 今月号の記事内に掲載している「お問い合わせ先」については、令和元年6月までのものとなっていますので、令和元年7月以降の「お問い合わせ先」については、上記右表により対応する担当をご確認ください。

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

健康増進法の一部改正に伴い受動喫煙の防止が強化されます

公共施設等は、原則 敷地内禁煙 になります

健康増進法の改正に伴い受動喫煙対策が強化され、令和2年4月から「望まない受動喫煙の防止を図る措置」の全面実施が定められました。令和元年7月1日からは、学校、病院、児童福祉施設および行政機関について、原則、敷地内禁煙の実施が定められています。

多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としたものであること、特に、子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずることを基本的な考え方として受動喫煙対策を進めるものです。

今回の法改正を受け、町では、7月1日から役場、出張所、診療所をはじめとする各施設で、原則、敷地内禁煙を実施します。加熱式たばこ、電子たばこについても、敷地内禁煙の対象とします。

喫煙は、「マナー」から「ルール」へ !!
ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

禁煙外来治療費助成についてのご案内

生活習慣病やがん予防を推進し健康の維持増進を図るため、また喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちを目指すため、禁煙にチャレンジする町民に対し、禁煙外来治療にかかった費用の一部を助成します。

●対象者（以下の条件全てに該当する方）

- ・国保診療所の禁煙外来において、禁煙治療を希望する方
- ・禁煙外来治療開始前に、届け出をした方
- ・届け出時から治療完了時まで、20歳以上の幌延町民である方
- ・禁煙外来治療について、町の助成を受けたことがない方
- ・禁煙外来治療過程（原則12週間で5回の受診）を完了した方
- ・町税および使用料、手数料等の滞納がない方

●助成額

- ・禁煙外来治療に要した経費（薬剤費を含む）の3分の1
※助成を受けられるのは1人につき1回限りとなります。

●助成方法

治療開始前と治療終了後に、保健センターへ書類の提出が必要です。

●その他

- ・禁煙治療の流れとして、初回診療⇒2週間後再診⇒2週間後再診⇒4週間後再診⇒4週間後最終診察で、基本的には12週間で5回の受診があります。（医師の指示により回数が増減する場合があります）
- ・途中で受診せず中断した場合は助成対象外となります。
- ・自己負担額は、3割負担の方で2万円程度、1割負担の方は7千円程度になります。

禁煙に
チャレンジ!



お問い合わせ先：保健センター 保健推進係 電話・告知端末機：5-1790

避難情報と防災気象情報が変わります 【警戒レベル】で避難のタイミングを伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と国や都道府県が出す防災気象情報が、5段階の警戒レベルに整理されました。

今後、災害発生の危険性が高まった際に幌延町から避難情報を発令する場合は、警戒レベルとともに発令します。

警戒レベル3 [避難準備・高齢者等避難開始]

警戒レベル4 [避難勧告または避難指示（緊急）] が発令された場合は、

速やかに避難行動を開始してください。

警戒レベル5 [災害発生情報]では、既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

警戒レベル3や警戒レベル4で、地域の皆さんで声を掛け合い、安全・確実に避難しましょう。

警戒レベル	とるべき避難行動	避難情報 (警戒レベルに相当する防災気象情報 (例))	
警戒レベル5	既に災害が発生しています。 命を守るための最善の行動をとります。 しょう。	幌延町発令	災害発生情報
		気象庁発表	氾濫発生情報、大雨特別警報など
警戒レベル4 全員避難	速やかに指定緊急避難場所（指定緊急避難所）に避難しましょう。 避難場所まで移動することが危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	幌延町発令	避難勧告または避難指示（緊急）
		気象庁発表	氾濫危険情報、土砂災害警戒情報など
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	幌延町発令	避難準備・高齢者等避難開始
		気象庁発表	氾濫警戒情報、洪水警報など
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認しましょう。	気象庁発表	洪水注意報、大雨注意報 など
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。		早期注意情報

避難情報は、市町村がさまざまな情報をもとに発令の判断を行うことから、**防災気象情報が発表されても、同レベルに該当する避難情報が必ずしも同時に発令されるわけではありません。**

気象に関する情報は以下のホームページなどから入手できますので、ご活用ください。

気象情報	気象庁	パソコン版	http://www.jma.go.jp/jma/
	稚内地方気象台		http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/
雨量・水位情報	国土交通省	パソコン版	http://www.river.go.jp/
	川の防災情報	スマートフォン版	http://www.river.go.jp/s/

停電時の情報収集に、スマートフォンでラジオが聞けるラジオアプリの活用もおすすめです。

お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

集落支援対策「地域コミュニティ形成事業」がスタートします!

～ 地域・集落で暮らし続ける仕組みづくりを地域の皆さまと考えます ～

いつまでも地域や集落で暮らし続ける仕組みづくりとして「地域コミュニティ形成事業」という集落支援対策の取り組みを進めることとしましたので、概要をお知らせするとともに、皆さまのご協力をお願いします。

●地域・集落の現状・課題

地域や集落が繁栄していた頃、日常的に地域・集落全体が支え合い、助け合う「向こう三軒両隣」ともいえる「地域・集落力」で地域の機能や暮らしが維持されていましたが、少子高齢化、人口減少、核家族化、就業形態変化などによって、その「地域・集落力」が低下し、地域や集落で暮らし続けることが困難となり、全国で「限界集落」、「消滅集落」など集落形成維持の危機的状況が課題となっています。

高齢化、人口減少などで地域・集落の力が低下し、生活しづらい



都市部等への転出で、ますます地域・集落の力が低下

○現状・課題への対策 ～集落支援対策「地域コミュニティ形成事業」推進～

そこで、「地域コミュニティ形成事業」によって、昔は自然と成り立っていた地域や集落の支え合いの仕組みや役割を地域・集落住民の活動組織「地域運営組織等」が運営する「集落支援センター（仮、もう一つの役場・新しい公共）」がその機能を果たし、いつまでも暮らし続けられる地域や集落づくりを目指します。

目指す姿

「地域運営組織等」が運営する「集落支援センター」によって、集落機能を維持し、いつまでも暮らし続けられる地域・集落づくり

■集落支援センター（仮）

※地域と行政の中間的組織

◎目的：地域が真に望む機能集落拠点化

- ・集落機能維持で住み続けられる仕組み
- ・公共的な機能の分業、担い手づくり
- ・地域ボランティア制度構築

集落支援センター（仮）

運営：地域運営組織等

公共的
機能

集落
課題
解決

集落
機能
維持

～「地域コミュニティ形成事業」の進め方・考え方～

地域や集落を維持する仕組みづくりに必要不可欠な要素は、住民自らが、5年・10年・30年後の集落にとって本当に必要な「こと」や「もの」を整理して、そのために何が 필요한のか、考え行動することです。

初年度は、地域・集落イベント等に参加しながら、地域団体や人材との繋がりを作りつつ、地域・集落の課題を探っていきます。

集落維持機能構築を目指し、町も積極的に取り組みを進めてまいりますので、町民皆さまのご協力をよろしくお願いします。今後の具体的な取り組み内容については、次号でお知らせします。

お問い合わせ先：住民生活課 生活環境グループ 電話：5-1115（内線152～154） 告知端末機：5-8812



まちの話題



問寒別小中学校 大運動会

5月26日



みんなで協力する運動会!



輪

～幌中魂に火をつけろ!～



運動会特集

6月8日



最後まであきらめないうゴールラインを目指そう



幌延中学校体育大会

幌延小学校大運動会



道道豊富 遠別線花壇整備

6月1日

道道豊富遠別線の花壇の整備を、第7町内会、第9町内会、第10町内会、さくら町内会の皆さんと役場職員有志で行いました。集まった人たちは、強い風が吹く中慣れた手つきで土の掘り起こしや花植えなどをテキパキ行い、今年も歩道が明るい花でいっぱいになりました。



春の グリーン作戦

5月7日

5月27日

毎年、各団体の協力により行われている春のグリーン作戦が5月7日に問寒別地区で、5月27日に幌延地区で行われました。両地区ともに多くのボランティアが集まり、道路沿いなどに落ちているごみを拾い、きれいなまちづくりにご協力いただきました。



問寒別地区

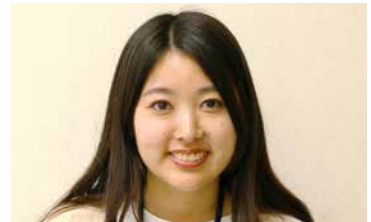
幌延地区



幌延町地域おこし協力隊 川瀬 夏実 さんをご紹介します



6月10日付けで、新たな幌延町地域おこし協力隊に、川瀬 夏実さんが任用されました。川瀬さんには主にまちの観光振興の分野で活躍していただきます。



●趣味

食べる事：特にチョコレート、スコーン、白桃、納豆が好きです。

旅行：旅行先でその地域の名物行事に参加したり名物料理を食べたりするのが好きです。せっかく北海道に来たので、幌延町以外の街にも行ってみたいと思っています。

スポーツ観戦：小さい頃からサッカーA代表の試合観戦が好きで、実際スタジアムまで見に行くこともあります。サッカー以外にも国際戦はよく見ます。

●性格

色々な事に興味を持ちますが、浅く広く体験する方なので、今後何か熱中できる事を見つけたいと思っています。人からは、変わってると言われることも多いです。マイペースで人見知りですが、仲良くなると沢山喋るので、仲良くしてください。

●特技

特技と言えるほどではないのですが、お菓子を作るのが好きで、ホームパーティをする時などにお菓子を作って持っていくと喜んでくれます。

●今後どのような活動をしていきたいか

幌延町には、私が今まで住んでいた埼玉や東京とは全く違った魅力が沢山あると感じています。今後SNSなどを利用してそんな魅力を多くの人に伝えていきたいと考えています。また、町外の人達を呼び込むだけでなく、町内の人達も楽しめる様なイベントなどで町全体を盛り上げていけたらと思っています。

●まちのみなさんへ一言

まだ幌延町に来たばかりでわからない事ばかりですが、活動等を通して少しでもはやくみなさんと仲良くなれたらいいなと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

風っこそうや号がやって来ます！

令和元年7月27日から8月12日までの土日祝日の7日間、観光列車「風っこそうや号」が宗谷本線（音威子府⇄稚内）で運行されます。

運行当日は、沿線の各主要駅（音威子府・天塩中川・雄信内・幌延・豊富・南稚内・稚内）に停車を予定しており、幌延駅には、稚内発、音威子府行き上り線が9：38～9：47（約9分間）の間、音威子府発、稚内行き下り線が、15：24～15：25（約1分間）の間停車します。その際にトナカイとの記念撮影などの歓迎イベントを実施しますので、ご興味のある方は、ぜひJR幌延駅にお越しください。



【「風っこそうや号」運行日】

7月27日（土）・28日（日）

8月3日（土）・4日（日）・10日（土）・11日（日）・12日（月・祝）

お問い合わせ先：産業振興課 企画振興グループ

電話：5-1113 告知端末機：5-8814

情報

インフォメーション

運転免許更新時講習のお知らせ

初回更新者講習（2時間）

7月9日（火）午前10時から
天塩町社会福祉会館

優良運転者講習（30分）

7月9日（火）午後1時から
天塩町社会福祉会館

一般運転者講習（1時間）

7月9日（火）午後1時45分から
天塩町社会福祉会館

違反運転者講習（2時間）

7月9日（火）午後3時から
天塩町社会福祉会館

第49回ほろのべ名林公園まつり

日時 ◆8月10日（土）午後2時～ ◆8月11日（日）午前10時～

場所 山村広場（宮園町9番地）

10日 ステージショー（午後6時～）



井上仁志
幌延町観光大使



上杉周大
幌加内そばの里大使



ハナコ



ミラクルひかる

11日 ステージショー（午前10時～）



騎士竜戦隊
リュウソウジャーショー



ななめ45° 岡安
秘境駅トークショー



久野知美



大石まどか

アトラクション

- ・幸運のティッシュ
つかむんじゃ～
- ・抽選会
- ・仮装盆踊り
- ・秘境駅バスツアー
etc.

お問い合わせ先：産業振興課 企画振興グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8814

流木の無料配布を行います

【配布期間】

令和元年8月1日～令和元年9月30日

【配布箇所】

天塩郡幌延町字上幌延
(幌延河川水防ヘリポート)

【注意事項】

- ・配布流木は先着とさせていただきます、なくなり次第終了とさせていただきます。
- ・流木は180cm程度に切りそろえています。
- ・利用については私的利用のみとさせていただきます。
- ・車上への積み込み作業等の安全確保については自己責任でお願いいたします。

お問い合わせ先：

留萌開発建設部 幌延河川事務所
河川課 工務係 溝口
電話：01632-5-1231 (内線25)

食中毒予防対策について

これから気温が上がり、食中毒が発生しやすい季節を迎えます。大切な家族を守るためにも、以下の点に注意して食中毒を予防しましょう。

- (1)食事、調理の前には、手指をせっけんで洗いましょう。
また、子どもには給食を食べる前に手指を洗うように教えましょう。
- (2)包丁、まな板、布巾などは流水でよく洗い、塩素剤等で消毒しましょう。
- (3)調理するときは十分に加熱し、調理後はできるだけ早く食べましょう。
また、調理後に食品を保存するときは、できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。
- (4)井戸水、受水槽を使用している場合には衛生管理に留意し、なるべく加熱してから飲むようにしましょう。
- (5)汚染された食品から他の食品への汚染を防ぐため、包丁・まな板は肉・魚・野菜で分け、それぞれラップで密封して冷蔵庫に保存しましょう。
- (6)嘔吐、下痢等の症状がある場合には、直ちにかかりつけの病院を受診してください。



お問い合わせ先：稚内保健所 保健行政室
生活衛生課 食品保健係 電話：0162-33-2545

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

本運動推進に向けた内閣総理大臣のメッセージをご紹介します。

第69回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もが「RE：スタート」できる社会を構築することが重要です。

こうした更生保護の取組には長い歴史があり、本年、更生保護制度が施行されて70周年を迎えます。再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定された「再犯防止推進計画」を更に着実に実施し、再犯防止に向けた取組を強力に推進するためには、更生保護の諸活動を一層充実させることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々へ御参加いただきますよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先：社会を明るくする運動幌延町実行委員会 (幌延町役場 住民生活課 生活環境グループ)
電話：5-1115 告知端末機：5-8812

北海道警察官募集中！

『誰かの笑顔を守る。
そんな仕事がある。』

【令和元年度第2回採用予定人員】

- ・男性（大学卒）30名程度、
（高校卒）115名程度
- ・女性（大学卒）10名程度、
（高校卒）45名程度

【願書受付期間】

令和元年7月1日（月）
～令和元年8月20日（火）
※電子申請は最終日17:30まで

【第一次試験】

令和元年9月16日
（月・祝）
※第二次試験は
10月下旬～
11月上旬予定



お問い合わせ先：

天塩警察署 幌延駐在所
電話・告知端末機：5-1002

北海道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

北海道排水設備工事責任技術者試験（全道統一試験）が、次のとおり実施されますので、お知らせします。

なお、既に登録している方は、受験の必要はありません。

【名 称】 令和元年度北海道排水設備工事責任技術者試験
（北海道地方下水道協会に委託して実施します。）

【日時・場所】 令和元年10月16日（水）釧路・北見・函館
10月17日（木）帯広・苫小牧・旭川
10月21日（月）札幌
※今年度より岩見沢会場、室蘭会場はありません。
午後1時30分～午後3時30分（120分）

【手数料】 受験料 7,000円

【受付期間】 令和元年8月19日（月）～令和元年8月28日（水）
午前8時30分～午後5時15分※土・日曜日は除く

【その他】 試験用問題集・テキストが販売されています。（任意購入）
必要な方は下記まで直接お問い合わせください。
・排水設備工事責任技術者試験標準問題集 2,000円（税込）
・排水設備工事責任技術者講習用テキスト 2,500円（税込）

＜問題集ご購入・お問い合わせ先＞

東京官書普及株式会社（日本下水道協会図書販売業務委託先）
電 話：03-3292-2746

ホームページ：http://www.jswa.jp/publication/book-purchase/

・試験問題の形式については、日本下水道協会のホームページをご覧ください。

ホームページ：https://www.jswa.jp/works/management-public/test_format/

※試験前講習会はありません。

お問い合わせ先：建設管理課 管理グループ

電話：5-1116 告知端末機：5-8816

※申込手続きを行う市町村が主管市町村となります。

自衛官等採用試験のご案内

令和2年3・4月採用の自衛官等の採用試験を行います。

種目（受験年齢）	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 （男子・女子） 18歳～32歳未満	陸は2年、海・空は3年（自衛官候補生の3カ月間含む）の任期制隊員コース。入隊して3カ月間は自衛官候補生として経験を積み、その後2等陸・海・空士に任命されます。任期終了後は民間企業へ就職か、継続任用が選択できます。選抜試験に合格すれば曹への昇任も可能です。	受付時にお知らせします。	年間を通じて行っています。
一般曹候補生 （男子・女子） 18歳～32歳未満	部隊の中核である曹を養成するコース。陸・海・空の各部隊で経験を積み、入隊後、2年9カ月以降、選考により曹へと昇任します。 月額：169,900円 賞与：年2回（6月、12月）	1次試験 令和元年 9月20日～ 9月22日 （うち1日）	令和元年 7月1日～ 9月6日
航空学生 （男子・女子） 海：18歳～23歳未満 空：18歳～21歳未満	航空自衛隊のパイロット・海上自衛隊のパイロットおよび戦術航空士を目指す幹部自衛官養成コース。高校卒業後、最も早く機長として活躍できます。 月額：169,900円 賞与：年2回（6月、12月）	1次試験 令和元年 9月16日	令和元年 7月1日～ 9月6日
その他採用試験種目	防衛大学校学生（推薦、総合選抜、一般） 防衛医科大学校学生 防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生） 陸上自衛隊高等工科学校生徒（推薦、一般）他		

お問い合わせ先：自衛隊稚内地域事務所（稚内市大黒4丁目6番34号） 電話：0162-23-2721

大雨に備えて～スマホで防災

大雨は低気圧や台風の影響で広い範囲に降るほか、積乱雲の発生・発達により激しい雨が数時間にわたって狭い地域に降り続くことがあり、これにより河川の増水・氾濫や低い土地の浸水、土砂災害が発生することがあります。

近年では平成28年9月に低気圧の影響により宗谷北部で大雨となり、稚内市では土砂災害や住家浸水、道路冠水の被害が発生しています。

気象庁が発表する防災気象情報のうち、今後の雨量分布の予報について、平成30年6月から予報期間をこれまでの6時間先から15時間先に延長しています。また、平成29年7月から、雨による土砂災害・浸水害・洪水害の発生の危険度を地図上に表示する「危険度分布」の運用を開始していますが、平成30年8月からは、スマートフォン等の位置情報機能を活用し、自分のいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示できるようになりました。

これら情報はスマートフォン等で手軽に利用できますので、早い段階から大雨への備えや状況把握等、大雨による災害から身を守るためのツールとしてご活用ください。

洪水危険度分布



今後の雨



お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話：0162-23-2679

稚内地方気象台 施設見学のお知らせ

- 日 時**：令和元年7月27日（土）午前10時から午後3時まで
場 所：稚内地方気象台（稚内市開運2丁目2-1 稚内港湾合同庁舎）
内 容：気象台の施設見学「わからないお天気ひろば2019」
- ・地震や津波、気象に関する実験や解説パネルの展示を行います。
 - ・観測機器の展示や解説を行います。
 - ・気象庁マスコットキャラクター「はれるん」が来ます。
 - ・入場無料です。また、事前の申し込みは不要です。

お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話：0162-23-2679（平日午前8時30分～午後5時15分）

地域おこし協力隊通信

vol.43

こんにちは、地域おこし協力隊の吉原ゆりかです。

1年の中でも天候が安定し、青空が続くこの時期は、私にとって1年で最もワクワクする時期です。

5月26日（日）に第3回目となる「テシオコザクラ観察会」を開催しました。北海道大学天塩研究林職員の方々と一緒に、総勢27名の参加者とテシオコザクラ群生地を目指し、山道を歩きました。暖かい日が続いていたため、テシオコザクラは、咲き終わりのものが目立っていましたが、その他の春の花たちと共に、初夏の花たちも一斉に開花しており、あちこちに花があふれる素晴らしい観察会となりました。テシオコザクラは幌延町の町花ですが、地球上で道北の蛇紋岩地帯にのみ生育する非常に希少な植物で、数週間の限られた期間にしか花を見ることができません。参加者の中には道外から訪れた方もおられ、半年以上前から参加希望の連絡を頂戴したり、3年連続ご参加の方がいたり、テシオコザクラの人気ぶりに驚くばかりです。個人的には、テシオコザクラと同箇所に花を咲かせるオゼソウも、尾瀬とこの地域にしかない（隔離分布）という希少価値の高い植物で、とても可愛らしい姿をしており、気に入っています。幌延町には、まだまだ認知されていない魅力が多くあることを、感じられる一日でした。



①テシオコザクラ



②オゼソウ



③群生地での様子

▼町ホームページ：協力隊コーナー「Base Town」／▼協力隊Facebook(URL：<https://www.facebook.com/horo.okoshitai/>)

国民年金保険料の未納を防ぐために免除・納付猶予制度の申請を

国民年金保険料は毎月納付する必要があります。しかし、失業や収入の減少などにより保険料の納付が難しくなったとき、**保険料を未納のままにしておく**と、将来の「**老齢基礎年金**」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「**障害基礎年金**」・「**遺族基礎年金**」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由で**保険料の納付が困難な場合**には、ご本人の申請により**保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります**ので、ぜひご利用ください。

○保険料免除制度とは・・・

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除となります。

なお、一部免除は減額された保険料を納めないと未納期間となりますので必ず納めてください。

○納付猶予制度とは…

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

○手続きを行うことができる期間は？

保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1カ月前までの期間）は、さかのぼって免除等を申請することができます。

なお、国民年金保険料の**免除や納付猶予の年度は、7月から翌年6月までを期間とし、前年所得にて審査されます**ので、令和元年度の免除等の申請受け付けは令和元年7月1日から開始となります。

○手続きを行うメリット

国民年金保険料を免除された期間についても、資格期間に反映され、老齢年金を受け取ることができます。ただし、全額納付したときに比べると減額されることとなります（40年間全額免除の場合、満額の1/2が支給となります。）しかし、**未納の場合や納付猶予に対して追納をしていない場合は受け取ることができません**。また、保険料の免除・納付猶予を受けている期間中に死亡または、障害を負った場合は、障害年金や遺族年金を受けることができます。

なお、保険料の「免除」「納付猶予」「未納」の違いは、下の表をご覧ください。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○	○
一部納付(※)	○	○	○
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※ 一部納付の場合、保険料の一部を納付しなければ、未納と同じ扱いとなります。

○免除・納付猶予の申請をする際は

役場保健福祉課の国民年金担当窓口または年金事務所まで**個人番号か基礎年金番号の分かるもの**をお持ちください。

また、**退職(失業)**により申請をされる方は、退職(失業)したことを確認できる書類（雇用保険受給者証や雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し）をお持ちください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115（内線166）告知端末機：5-8813

町民くらしのカレンダー 7月 (Jul)

注：保セ=保健センター 子セ=子育て支援センター
 問セ=問寒別生涯学習センター 問保=問寒別へき地保育所
 老セ=老人福祉センター 国際=国際交流施設
 総体=総合体育館 町プ=町民プール
 心象館=金田心象書道美術館 生セ=幌延町生涯学習センター

1月	つばみひろば 10:30～11:30 (子セ) 問寒別町民プール オープン	17水	つばみひろば 10:30～11:30 (子セ) 生きがい教室「学習会、演芸鑑賞、レクリエーション」 13:30～15:30 (国際) 問寒別にこここ教室 10:00～ (問セ)
2火		18木	めばえ、わかばひろば 10:30～11:30 (子セ) もぐもぐスクール 10:00～ (保セ) ピロリ菌・骨粗しょう症検診 (予約制) (診療所)
3水	すくすく健診 13:00～ (保セ)	19金	【問寒別出張診療日】 ふるさと自然体験チャレンジ教室「ナイトハイク」 18:20～21:00 (問寒別天塩研究林)
4木	ピロリ菌・骨粗しょう症検診 (予約制) (診療所)	20土	
5金	第49回幌延町青少年陸上記録会 9:30～(幌小) 福寿会ふまねっと 14:00～ (老セ)	21日	
6土	こども園運動会 9:30～ (こども園)	22月	英会話教室 19:00～20:30 (生セ)
7日		23火	問寒別すきっぷくらぶ 10:00～11:00 (問保) ふるさと動植物写真展 (生セ・心象館) ※8/6まで
8月	出張ひろば 10:00～11:00 (問保)	24水	
9火	めばえ、わかばひろば 10:30～11:30 (子セ)	25木	ピロリ菌・骨粗しょう症検診 (予約制) (診療所)
10水	ノーカーデー	26金	各小中学校終業式 水泳教室 (一般) 18:30～20:00 (町プ) にこここ教室 9:30～ (保セ)
11木	特定健診・がん検診 (予約制) (保セ) ピロリ菌・骨粗しょう症検診 (予約制) (診療所)	27土	各小中学校夏季休業 ※8/20まで おもしろ科学館 2019 in ほろのべ 9:30～16:00 (総体)
12金	水中エアロビクス 19:00～20:30 (町プ) 特定健診・がん検診 (予約制) (保セ)	28日	おもしろ科学館 2019 in ほろのべ 9:30～16:00 (総体)
13土		29月	【心療内科・精神科診療日】 朝活事業 / 人形劇団「えりっこ」公演 10:00～10:50 (国際) 水泳教室 (低学年) / 子ども運動教室 13:30～15:00 (町プ) 水泳教室 (一般) 18:30～20:00 (町プ)
14日		30火	水泳教室 (低学年) / 子ども運動教室 13:30～15:00 (町プ)
15月	海の日	31水	こども園すきっぷくらぶ 10:00～11:00 (子セ) 水泳教室 (低学年) / 子ども運動教室 13:30～15:00 (町プ) 水泳教室 (一般) 18:30～20:00 (町プ)
16火	【心療内科・精神科診療日】 親子リズム体操遊び 10:30～11:30 (こども園)		



★お悔み申し上げます
 及川 俊文さん(69歳)北進
 竹本 茂さん(71歳)栄町
 梶浦 クニさん(94歳)1条北2
 川澄 隼平さん 宮園町
 梅田 夏音さん 茨城県
 ☆この結婚おめでとうです

若月 海斗くん(父秀晃)栄町

戸籍の窓

◇幌延町社会福祉協議会へ
 (香典返しの一部)
 竹本サツエさん(夫)栄町
 梶浦 善一さん(母)3条北1
 森川ヨシ子さん(夫)宮園町

ご寄付ありがとうございます
 ありがとうございます



改元記念特集

広報誌で振り返る「平成」の幌延町

No.3

広報ほろのべ1998-9 No.407

(平成10年9月号)

[こんなことが掲載されました]

サハリン見て、聞いて ー子供たちの熱い夏休みー

平成10年は幌延町開基100年の節目の年でした。この月の広報誌では、開基100年記念事業として、町内の中学生9名と随行者9名の計18名が8月4日から9日までの行程で、ロシアのサハリン州トロイツコエ村を訪問したについて掲載されています。

記事内では異国情緒な写真とともに、稚内からサハリン州の港までの6時間半の船旅の中でイルカやアザラシを見ることができたこと、現地に到着して数日は停電で大変だったこと、参加した子どもたちが、トロイツコエ村の孤児院や学校でダンスや会話を通してロシアの子どもたちと交流を深めていたことなどについてつづられています。



飛躍しよう 輝く幌延 2世紀へ 幌延町開基100年 公募で決定した開基100年記念のシンボルマークとキャッチフレーズが掲載されています。



▲表紙は「新しくなった『ど真ん中踊り』の行進」でした。

ほろのべの裏窓

■ 山菜取りや運動会のシーズンを終えて、あつという間に7月です。押入れの奥から扇風機を取り出し、お風呂上がりにアイスを頬張る季節がやって来ました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。
■ さて、7月から幌延町の組織が変わります。課・グループ・係の名称や各課直通の電話番号、業務の内容やご利用いただいていた窓口の場所などが一部変更となります。詳しくは今月号の16ページと、折り込みをご確認ください。
■ そしてこの広報誌も担当部署が変わり、7月からは住民生活課 生活グループが担当になります。今後ともなお一層のご愛読をよろしくお願います。

● 広報へのご意見、ご要望をお寄せください ● 総務財政課総務グループ 電話 5-1111 / 告知端末機 5-8811

五月定例俳句会作品

身ほとりの蝌蚪など亡び地球老ゆ 蝌蚪生る子供のいない村の道 蝌蚪の紐世代の糸を紡ぎたり 山寺にひっそり泳ぐ蛙の子 蛙の子広き田水を泳ぎくる 大いなる旅立ちの夢蛙の子 お玉杓子ばつぽつ村が動き出す

幌延ほおずき俳句会

横山 貞雄 富樫 堅一 富樫 とも子 佐藤 光朗 熊谷 千恵子 小玉 利治 田中 徹男



まっこのき (令和元年5月末日現在) ※ () 内は前月比

Table with population statistics: 男 1,178 (+1), 女 1,121 (-1), 計 2,299 (±0), 世帯数 1,242 (-1)

